

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 155 リース取引に係る支払リース料の「キャッシュ・フロー計算書」における表示区分について

今回は、リース取引に係る支払リース料の「キャッシュ・フロー計算書」における表示区分について、ご説明します。

リース料の支払いは、以下のようにリース取引の性格によって、記載するキャッシュ・フロー区分が異なります（連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針 34 項）。

（1）通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理されたファイナンス・リース取引の場合

ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得と資金調達が一体となった性格を有します（リース取引に関する会計基準 38 項参照）。そのため、支払リース料のうち元本返済額部分は、調達資金の返済と認められることから、「リース債務の返済による支出」等として「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、利息相当額部分については、企業が採用した支払利息の表示区分に従って記載します。なお、利息相当額部分を区分計算していない場合は、支払リース料全額を「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載します。

（2）通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されたリース取引の場合
個々のリース資産の重要性が乏しい場合のファイナンス・リース取引（リース取引に関する会計基準の適用指針 34 項、35 項）やオペレーティング・リース取引

（リース取引に関する会計基準 15 項）のように、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されたリース取引に係る支払リース料のキャッシュ・フローは、通常は営業損益計算の対象に含まれるため、原則として「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載します。

そのため、間接法による「キャッシュ・フロー計算書」の場合は、リース料支払額を別途記載する必要はないと考えられます。

なお、ファイナンス・リース取引は、注記事項である「重要な非資金取引」の例として挙げられていますので、留意が必要です（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 注解 9）。